兼松サステック株式会社定款

（令和4年 6 月 17 日改正）

第 1 章 総　則

（商号）

第 1 条　　当会社は兼松サステック株式会社と称する。
英文では KANEMATSU SUSTECH CORPORATION と表示する。

（営業の目的）

第 2 条　　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭用品雑貨の販売業
2. 林業および木材その他農林水産物の売買業
3. 合板および木材加工品の製造販売業
4. 防腐木材その他の薬剤処理木材および薬剤の製造販売ならびに木材処理用装置の製造販売、設計、施工、監理
5. 揮発油その他石油製品の売買業
6. セメントならびに土質安定処理材および各種コンクリート製品の売買および製造販売業
7. 合成樹脂加工品の製造販売業
8. 建築用資材ならびに住宅機器および家電製品の売買、設計、施工、監理
9. 宅地の地盤調査ならびに土質調査業
10. 地盤改良工事ならびに杭工事その他地盤補強工事および土壌改良工事の設計、施工、監理
11. 建築工事および土木工事の設計、施工、監理
12. 山林その他不動産の売買、斡旋、賃貸借および管理業
13. 損害保険代理業
14. 各種構造物の解体工事
15. 一般、産業廃棄物の収集、運搬および処理
16. 排水設備機器の製造販売業
17. 各種セキュリティ機器、セキュリティシステムの販売、設計、施工、保守および開発
18. 発電事業および電気の供給・販売
19. 前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第 3 条　　当会社は本店を東京都中央区に置く。

（機関）

第 4 条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（1）取締役会
（2）監査等委員会
（3）会計監査人

（公告方法）

第 5 条　　当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、

電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株　式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は1,650万株とする。

（自己の株式の取得）

第7条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　当会社の単元株式数は100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は株主名簿管理人を置く。

2.　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3.　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規定）

第11条　当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規定による。

第3章 株主総会

（招集）

第12条　当会社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

（基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（電子提供措置等）

第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（招集権者および議長）

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議方法）

第 16 条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

（議事録）

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

第 4 章 取締役および取締役会

（員数）

第 19 条 当会社の監査等委員以外の取締役は 8 名以内、監査等委員である取締役は 4 名以内とする。

（選任）

第 20 条 取締役は株主総会において、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役を区分してこれを選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

（任期）

第 21 条 監査等委員以外の取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力）

第 22 条　補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 23 条　取締役会は、その決議によって監査等委員以外の取締役の中から代表取締役を選定する。

2.　取締役会は、その決議によって監査等委員以外の取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（招集および議長）

第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2.　取締役会長または取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（招集通知）

第 25 条　取締役会の招集通知は会日の 3 日前までに各取締役に対し、これを発するものとする。 ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2.　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（決議方法および決議の省略）

第 26 条　取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2.　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 27 条　取締役会は会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（議事録）

第 28 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役が記名押印する。

（取締役会規則）

第 29 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第 30 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役に

区分して株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 31 条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2.　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 32 条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（招集通知）

第 33 条　監査等委員会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査等委員に対し、これを発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2.　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（決議方法）

第 34 条　監査等委員会の決議は議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（議事録）

第 35 条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載し、出席した監査等委員が記名押印する。

（監査等委員会規則）

第 36 条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章　会計監査人

（選任方法）

第 37 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第 38 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2.　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計　算

（事業年度）

第39条　当会社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第40条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第41条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2.　当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3.　前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第42条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第1条　平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任免除については、同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第41条第1項の定めによる。

（電子提供措置等に関する経過措置）

第2条　定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2.　前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3.　本条は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削る。

以 上